



# 受動喫煙防止に関する今後の方針について



## 【資料3】

### 1 本県の状況

がんは本県において、昭和57年以降死因の第一位で、がんによる75歳未満年齢調整死亡率は平成16年からは男性、男女計が全国最下位となっているほか、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が高い状況となっている。

その要因の1つとして、受動喫煙による健康リスクがあげられるが、この受動喫煙によってリスクが高まる疾患には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などがあり、**本県のがん及び生活習慣病による死亡率を減少させるためには、受動喫煙が健康に及ぼす影響を啓発する取組を行うほか、受動喫煙防止対策を推進していくことが必要である。**

### 2 対策の方向性

- 1 県、市町村、事業者並びに県民が、受動喫煙が健康に及ぼす影響に関して正しい知識を共有し、相互に連携し受動喫煙防止に係る取組を推進していく。
- 2 受動喫煙による健康影響を受けやすい子どもを受動喫煙にさらさない環境づくりを推進していく。
- 3 受動喫煙をなくし、だれもが快適に過ごせる青森県をめざす。

### 3 対策の実効性を担保するための措置

#### (1) 青森県受動喫煙等対策検討会の所掌事項

本検討会設置要領第2条では、検討会は次の事項について協議し、県に提言すると規定されていることから、県は、検討会の提言を踏まえ、今後の措置を講じていくこととする。

#### 【青森県受動喫煙等対策検討会設置要領】

#### (所掌事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項について協議し、県に提言する。

- (1) 受動喫煙等の防止に関する意識啓発
- (2) 受動喫煙等の防止のための取組を推進するための環境整備促進等



## (2) 対策内容

「2 対策の方向性」に記載している項目を推進していくため、本検討会で採るべき措置は次のとおりと考えられる。

- ①受動喫煙防止条例を制定し、法令として対策の強化を図る。
- ②受動喫煙防止対策ガイドラインを策定し、県・県民等の「自主性」に重点を置き、対策を周知する。
- ③今後も継続して本県における受動喫煙防止のあり方について検討していく。

### 【参考】条例とガイドラインの区別

条例：権利義務に関して定めるもので、拘束力等が課せられる。

ガイドライン：自主的に遵守することが推奨されるルールで、指針ともいう。

	メリット	デメリット
条例	<ul style="list-style-type: none"><li>・県議会の決議を経て制定されるので制度的な安定性が担保される。</li><li>・パブリックコメント等を活用し制定されるので、制定等の手続きが担保される。</li><li>・拘束力が担保される。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・改正する際に種々の手続きを踏むこととなるので、制定・改廃等に時間を要する。</li></ul>
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主的に策定するものであるため、策定までの手続きが平易である。</li><li>・状況変化に応じ、臨機応変に改変できる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自主的なルールで拘束力がないので、実効性の担保が緩い。</li><li>・周知が限定的となる。</li></ul>



## 4 受動喫煙防止に係る条例またはガイドラインの骨子案

※以下「骨子案」とする。

### (1) 骨子案制定趣旨

本県のがんによる死亡率の減少、平均寿命の延伸、そして、本県の未来を担う子どもへの受動喫煙による健康影響を防止するために制定・策定する。

### (2) 骨子案主眼点

- ① 県全体で、受動喫煙による健康影響を防止するため、「受動喫煙ゼロ」の環境整備を推進する。
- ② 受動喫煙による健康影響を受けやすく、自分の意思でその受動喫煙を避けることのできない子どもに対し、受動喫煙にさらされない環境整備を推進する。
- ③ 妊婦、健康上の配慮が必要な者に対しても、公園などの公共的な場所において、受動喫煙にさらされることがない環境整備を推進する。

### (3) 主な者の責務

区分	責務等
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>・受動喫煙の防止に関する施策の総合的・効果的に推進</li><li>・受動喫煙の防止に関する施策についての関係者との連携</li></ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>・受動喫煙の健康に及ぼす影響の正しい理解の習得</li><li>・喫煙マナーの遵守による受動喫煙の防止</li></ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所等における受動喫煙防止に係る環境整備</li><li>・従業員等への受動喫煙防止に係る周知啓発</li></ul>
子どもの保護者	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもへの受動喫煙の防止及び教育</li></ul>



#### (4) 施設類型に応じた取組方針

施設類型		採るべき措置	健康増進法
第1種施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関等</li><li>・保育所、児童福祉施設</li><li>・病院、老人保健施設</li><li>・行政機関</li></ul>	敷地内禁煙 (喫煙場所設置 <b>不可</b> )	敷地内禁煙 (喫煙場所設置 <b>可</b> )
第2種施設 (飲食店を除く。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設等社会福祉施設</li><li>・旅館、ホテル、</li><li>・事務所(会社)</li><li>・工場</li></ul>	室内禁煙 (喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室 <b>不可</b> )	室内禁煙 (喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室 <b>可</b> )
	<ul style="list-style-type: none"><li>・飲食店(喫煙を主目的としたバー、スナックを除く。)</li></ul>	室内禁煙 (喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室 <b>不可</b> )	室内禁煙 (喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室 <b>可</b> )

施設類型		とるべき措置	健康増進法
その他	<p>屋外であっても特に配慮が必要な</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通学路</li><li>・公園等の公共的場所</li></ul>	受動喫煙が生じないよう特に配慮	規定なし



## (5) 骨子案に盛り込むべき事項

本県が制定・策定する骨子案には、本県のがんによる死亡率減少や子どもを受動喫煙から守るため、次の項目を盛り込むこととしたい。

なお、本骨子案（条例に限る。）には、罰則規定は盛り込まないこととしたい。

区分	青森県	参考とした 国・都府県条例	参考 (健康増進法)
責務	県・市町村、県民、事業者、こどもの保護者	山形県	国・地方公共団体
受動喫煙の定義	・人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。	国	同左
喫煙をする際の配慮義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないこと。</li> <li>・多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないこと。 (cf.国)</li> </ul>	国	同左
加熱式たばこ	・喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めないので努めるものとする。	山形県	喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可



区分	青森県	参考とした 国・都府県条例	参考 (健康増進法)
第1種施設			
幼稚園、小・中・高校	特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないこと。	山形県	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所（=特定屋外喫煙場所）設置可
保育所、児童福祉施設			
病院、老人保健施設			
行政機関			
第2種施設			
老人福祉施等社会福祉施設	喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めなければならないこと。	山形県	屋内禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ、飲食不可※）※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可
旅館、ホテル			
事務所（会社）、工場、飲食店（喫煙を主目的としたバー、スナックを除く。）			
飲食店（同上） ※既存特定飲食提供施設	喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。	山形県	原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）



区分	青森県	参考とした 国・都府県条例	参考 (健康増進法)
子ども・妊婦 を受動喫煙か ら守る規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な場所において受動喫煙を生じさせることのないよう努めるものとする。</li> <li>保護者は、いかなる場所においても、その監護する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努めるとともに、喫煙をする場所に立ち入らせないよう努めるものとする。</li> <li>20歳未満の者及び妊婦が同乗している自動車内において喫煙してはならない。</li> </ul>	大阪府・兵庫県	20歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならないこと。

## (6) その他

本検討会において、2頁記載①から③のいずれかの案が了承された場合、次のような対応となる。

実施月	条例の場合 (①)	ガイドラインの場合 (②)	継続協議の場合 (③)
令和元年12月	法規担当課との条項制定協議	健康福祉部内策定内容検討	
令和2年3月	↓	ガイドライン案策定	※継続して、本検討会にて
令和2年4月	令和2年度中の制定を目指す	ガイドライン策定	協議していく。
令和2年5月			
令和2年6月			